

第 44 回サービス統計・企業統計部会結果概要

1 日 時 平成 26 年 4 月 18 日（金）12:58～15:05

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 西郷浩

（専 門 委 員） 永井知美、山本渉

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官
ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について

5 概 要

- 調査実施者から、前回部会で回答が積み残しとなった案件について報告が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「③ 報告を求める事項」、「④ 集計事項」、「⑤ 『公的統計の整備に関する基本的な計画』への対応について」及び「⑧ 卸売・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について」について審議を行った結果、以下の項目を除き、適当と判断された。
- 「③ 報告を求める事項」のうち、「コンビニエンスストア調査における既存店の商品販売額等の項目を削ること」については、次回部会において、調査実施者が追加の資料を提出の上、改めて審議されることとされた。
また、「④ 集計事項」のうち、「業種別販売額等について事業所調査と企業調査の結果を用いて推計すること」については、調査実施者においてデータの分析を行った上で、次回部会で報告することとされた。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1） 前回部会で積み残しとなった案件について

- ・ インターネット通販については、ショッピングモールのサイトを運営する大手の企業のデータを把握しただけでも、傾向が分かるのではないか。また、当面把握が難しいことは理解したが、将来の方向性はどうか。
→ 本調査の調査対象業種については日本標準産業分類に準拠しており、大手の企業のみを対象として実施することは結果表章との関係からみて難しい。また、本調査において卸売業・小売業に該当する企業のデータは把握できるが、その他の業種の企業のデータの把握は困難である。

- ショッピングモールのサイトを運営する企業は、日本標準産業分類上、「ポータルサイト・サーバ運営業」（情報通信業）に該当するため、本調査の対象に含まれていない。同サイトに登録している小売業者が本調査の対象となっている。
- ・ 今回、インターネット販売を本調査の対象とはしないということでよいのではないかと考える
- ・ アパレルの製造小売に当てはまる三つの要件である「①衣料品を扱うこと」、「②直営店として運営すること」及び「③自社企画、自社ブランドであること」のうち、②及び③の二つの要件に合致しているかどうかについては、商業統計調査の結果から把握できないということではないか。
 - そのとおりである。
- ・ 現時点で、今回の本調査において新たに調査の対象とはしないこととする。

(2)「③ 報告を求める事項」について

ア 変更事項 1

- ・ 今回、本調査の丁調査（経済産業大臣が指定する企業を対象とする調査）において、都道府県別の表章を行うこととしているが、地方公共団体の意見はどうか。
 - 利用ニーズもあるので、都道府県別に詳細に把握していただけるのは有用であり、大変有難い。
 - 今回、新たに詳細に把握していただくことは非常に有用である。
- ・ コンビニエンスストア調査で、在庫（期末商品手持額）が把握できない理由は何か。コンビニエンスストアの企業の本部は、フランチャイズ店の物流について関与していないということか。
 - フランチャイズ店はコンビニエンスストアの企業の本部以外に独自に商品の仕入れを行っており、この部分に係る在庫の把握は困難である。コンビニエンスストアの企業の本部からは、仮にこの部分について把握しようとした場合には、月次調査である本調査への報告が間に合わないといった説明を受けている。
- ・ コンビニエンスストアの店舗数及び販売額をみると、フランチャイズ店が半分を占めており、直営店だけを把握しても実態を把握したとはいえないような状況から、今回、コンビニエンスストアにおいて期末在庫商品手持額は調査しないこととする。
- ・ 今回、コンビニエンスストア調査において既存店の商品販売額等を把握する項目を削除することとしているが、全国値だけでも残せないか。ユーザーにとって既存店の伸び率、前年同月比は景気動向の把握の際に重要視しているものと考え。
 - また、既存店分のデータについて、日本フランチャイズチェーン協会よりも経済産業省の方が利便性が高いと考えており、本調査において既存店の売上高の伸び率を把握しなくなることは本調査の有用性や意義が低下することにつながるのではないかと考えている。
 - 今回の見直しに当たっては、我が国における消費動向の多角的な把握・分析をする上で有用な情報を得る観点から、調査対象業種として3業種を追加するとともに、地域別の分析が可能となるための変更を優先させていただいた。
 - また、日本フランチャイズチェーン協会のデータと本調査では対象企業が相当重複しているため、これで代替できるのではないかと考えている。

- ・ 既存店分のデータの把握は新たに追加する3業種についても必要なのか。新たな3業種については、データの蓄積を待ってということも考えられる。
- ・ ユーザーとしては、新たに追加する3業種についても既存分のデータがあった方が有難いが、引き続きコンビニエンスストアにおいて把握することを最優先にしてほしい。既存店について報告することが報告者にとってどの程度負担なのかがよく分からない。
 - 報告者では、既存店に係るデータを把握するため、集計対象となる既存店の開廃情報を随時把握・整理する必要がある。具体的には、前月から当月までの既存店の新規店・廃止店に係る情報、前年同月の時点において集計対象となった既存店の情報等について、時点ごとに各店舗にフラグを立てて情報の把握・管理をしなければならない。このような作業を行った上で、報告に必要なデータを再集計することとなり、また、報告者では報告するデータの集計誤りがないよう注意も払っており、報告者にとってはかなりの負担になっていると聞いている。
- ・ 仮に既存店のデータについて全国値のみ集計し公表した場合、他のデータを用いて都道府県別に案分してみたら、たまたま正しい数値を求められ、地域によっては新規店が特定されるといったことがあり得るのか。このようなことがあり得るのであれば、秘匿の面にも考慮して検討することが必要ではないか。
- ・ 代替の統計データとして日本フランチャイズチェーン協会が作成・公表しているデータがあるとのことであるが、そのカバレッジはどの程度か。
 - 本調査は12企業を対象としており、日本フランチャイズチェーン協会の方は10企業を対象としている。本年2月分では、本調査は7,468億円（12企業全体）、フランチャイズチェーン協会は7,096億円（10企業全体）である。
- ・ 本調査の結果と日本フランチャイズチェーン協会のデータが同じような動きで捉えられるということであれば、今回の都道府県別のデータ把握の趣旨からみて、削除もやむを得ないといった判断が可能かもしれないが、この点はどうか。
 - 伸び率を比較すると、本調査の結果では「+6.2%（既存店は+0.9%）」、フランチャイズチェーン協会のデータは「+6.0%（既存店は+1.0%）」であり、全体の動きとしては同じような形で動いているのではないかと考える。
- ・ フランチャイズチェーン協会では継続的に調査し、これまでどおりデータを公表していくものと考えてよいのか。
 - フランチャイズチェーン協会に確認してみることとする。
- ・ 既存店について全国値だけ公表するとしても、報告者は既存店と全店で区別して把握する必要があり、企業に対するヒアリング結果では、報告者にとってかなりの記入負担になっているようである。今回の部会で直ちに結論を出すのは難しいため、調査実施者において両調査の結果に関する伸び率の比較等に関する資料を整理いただき、次回部会において再度検討することとする。

イ 変更事項2

- ・ 期末商品手持額の改正については、内閣府もこれでよいか。
- ・ 今回の細分化は当方の要望を受け入れていただいたものであり、感謝申し上げます。今回は十分である。ただし、推計は91品目で行っており、可能な限り細分類で把握

して頂きたいという潜在的要望がある旨、申し添える。

(3) 「④ 集計事項」について

ア 変更事項 1

- ・ 商品別都道府県別のクロス集計については、報告者に大変な作業量をお願いすることになる。5年ごとの単位であれば、商業統計調査や経済センサス-活動調査で把握できるので、これらを利用いただいた方がよいと考える。

イ 変更事項 2

- ・ 無店舗小売業の事業所の抽出については、平成 24 年経済センサス-活動調査において無店舗小売業を対象に調査を実施され、基本的なベンチマークはあるので、それを母集団にして抽出を行うこと、無店舗小売業の追加に伴って、変更された集計表の内容については妥当と判断することとする。
- ・ 各業種の前年同月比の接続を図るため、無店舗小売業を表章する前の業種別販売額と表章後の業種別販売額の比率をリンク係数（接続係数）として用意するとのことであるが、これはどのようなものか。
 - リンク係数は、平成 27 年 6 月分の各業種のデータについて、無店舗小売業の含まれているものと含まれていないものから求めるもので、求めたリンク係数を平成 27 年 7 月分のデータに乗じることとしている。
- ・ 平成 27 年 7 月以降は、各業種は無店舗小売業が区分されたものでデータが公表されると考えればよいか。
 - そのとおりである。

ウ 変更事項 3

- ・ 現在、時系列比較の面での影響について、複数月のデータを利用して検証作業を進めており、次回部会にてその結果を報告することとしたい。

(4) 「⑤ 公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応について

- ・ 今回、本調査の丙調査（従業員 50 人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する小売事業所を対象とする調査）において、期末商品手持額の調査項目（商品）区分について、従前の 3 区分から 9 区分に詳細化することとしている。

これについては、第Ⅱ期基本計画において国民経済計算の整備と一次統計等の連携強化の一環として、流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備が指摘されていることに対応するものであり、また、国民経済計算の四半期別 GDP 速報 (QE) のうち、流通在庫の推計の精度向上に資するものであることから、適当であると判断する。

(5) 「⑧ 卸売業・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について」

- ・ 平成 18 年の経済センサスの枠組みに沿って経済センサスの基礎調査と活動調査が 1 回ずつ行われた。この結果を踏まえた検討を行うことが第Ⅱ期基本計画において整理されている。その検討結果によって本調査にも影響が及ぶかもしれないが、現在の

ところは現行のままの形で調査を行っていくことになるのではないか。

- 従来、商業統計調査の詳細調査と簡易調査が交互に実施されていたが、今後は経済センサス-活動調査と商業統計調査が交互に行われることになるのか。
 - 経済センサス-活動調査の商業部分の把握は、従来の商業統計調査の簡易調査に該当するものである。平成 18 年の経済センサスの枠組みにおいて、経済センサス-活動調査の 2 年後に商業統計調査の詳細調査を行うこととされている。今後は、平成 24 年経済センサス-活動調査の結果を母集団情報として標本設計したものにより、平成 27 年 7 月分から平成 29 年 6 月分までの 2 年間調査を行うこととしており、その後、平成 26 年商業統計調査の結果を母集団情報として、平成 29 年 7 月分から 2 年間調査を行うこととしている。
- 本調査と商業統計調査及び経済センサス-活動調査については、「名簿情報」と「動態調査と構造調査」という 2 つの関係があることは明らかである中、あえて論点として挙げた趣旨は何か。
 - 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅱ期基本計画)において、経済センサスの枠組みについて検討することとされているため、確認の意味で論点として設けたものである。特段、現在の整理が問題であるといったことから整理しているものではない。

6 次回予定

次回は、平成 26 年 5 月 15 日(木) 10 時 00 分から経済産業省別館 104 号会議室において開催することとされた。